

議案第 1 号

白井市文化センター改修基金条例の制定について

白井市文化センター改修基金条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、文化センター改修基金を創設するため、条例を制定する
ものです。

白井市文化センター改修基金条例

(設置)

第1条 白井市文化センター設置条例（平成6年条例第2号）第2条に規定する白井市文化センター（以下「文化センター」という。）の大規模な改修に要する経費の財源に充てるため、白井市文化センター改修基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てることを目的とする寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。